

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十九号

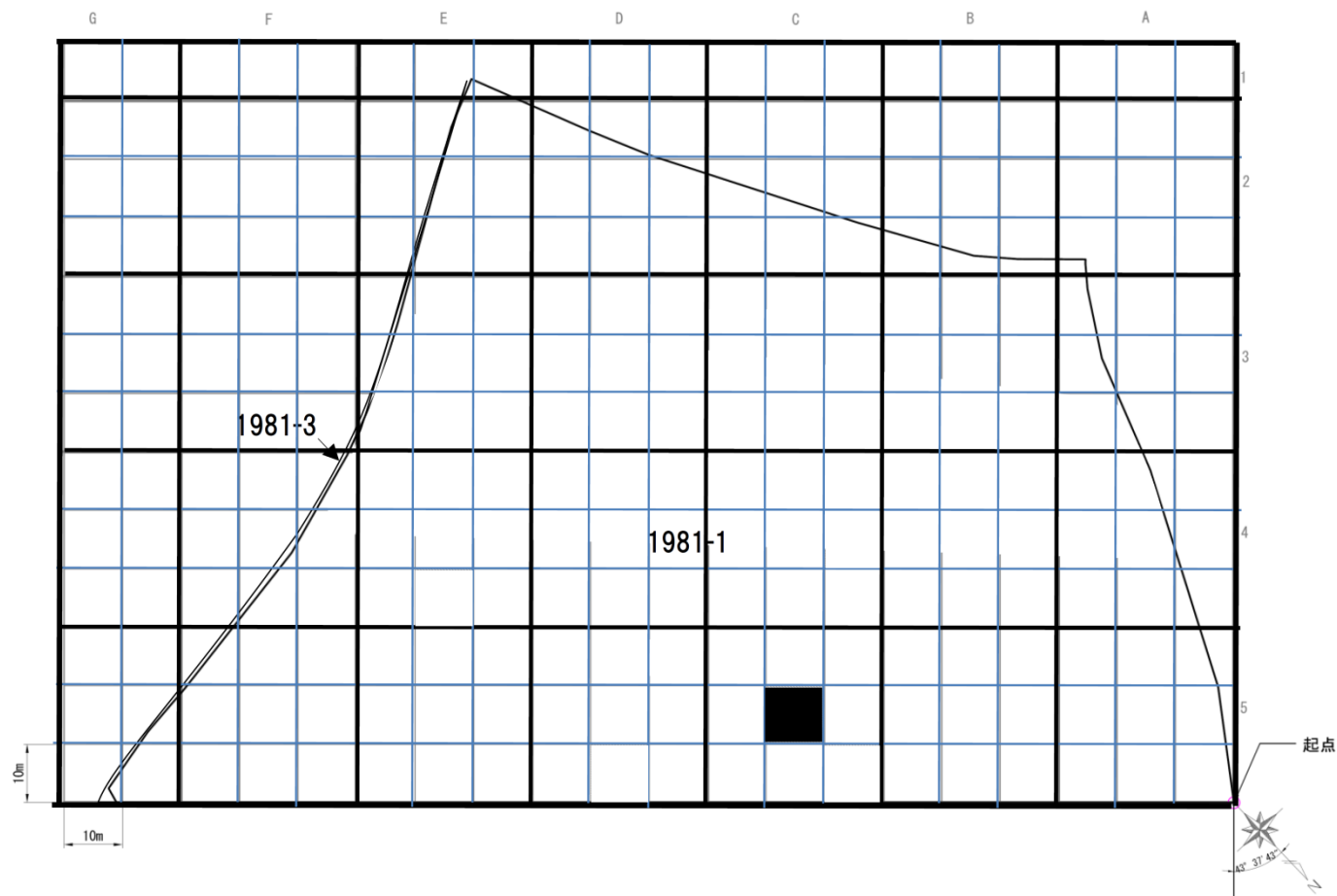
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千七百六十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県新座市中野一丁目千九百八十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点  
起点は、埼玉県新座市中野一丁目 1981 番 1 の最北端とする。

格子の回転角度  
43度37分43秒  
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して 10m間隔で引いた線より形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

■ 形質変更時要届出区域を解除する区画